



2017年4月4日 第2017-13号

【発行】 J A M

【発行責任者】 河野 哲也

【編集】 総合政策グループ

TEL 03-5860-6150

E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

雇用保険法等が改正されました

3月31日、参議院本会議で「雇用保険法等の一部を改正する法律」が賛成多数で可決、成立しました。今回の改正法は、雇用保険法、労働保険徴収法、育児・介護休業法、職業安定法の一部改正を一括して盛り込んだ形です。

雇用保険制度では、①雇止め離職者の給付日数の拡充の恒久化、②自己都合離職者の給付制限期間（3ヶ月）の見直しの検討、③教育訓練給付を真に訓練を必要とする非正規労働者に活用することなど、連合が強く主張してきた内容が国会での法案審議を経て附帯決議に盛り込まれました。

職業安定法では、虚偽求人を出した求人者

を罰則対象とするなど、不適切な求人情報が提供されることに対する一定の抑止効果が期待できる改正となっています。

育児・介護休業法では、待機児童の解消が進まない中での緊急的セーフティネットの一つとして、保育所に入れない場合、子が2歳になるまでの育児休業期間の再延長などが盛り込まれました。労働者が安心して子どもを預けられる保育環境の整備を大前提に、男性の育児休業取得促進に向けた施策の検討や待機児童の解消に向けた保育士の処遇改善などが附帯決議されました。

【主な改正内容】

1. 失業等給付に係る保険料率の時限的引下げ（雇用保険法、徴収法）〈平成29年4月1日施行〉
 - (1) 保険料率：1.1%⇒0.9%（事業主負担：0.6%、労働者負担：0.3%）※一般の事業
※国庫負担率も時限的に引き下げ<基本手当の場合：13.75%⇒2.5%>
 - (2) 引き下げ期間：3年間（平成29～31年度）
2. 育児休業に係る制度の見直し（育児・介護休業法、雇用保険法）〈平成29年10月1日施行〉
 - (1) 育児休業を6か月延長しても保育所に入れない場合等に限り、更に6か月（2歳まで）の再延長が可能
 - (2) 上記に合わせ、育児休業給付の支給期間を延長
3. 失業等給付の拡充（雇用保険法）〈平成29年4月1日施行、(2)は平成30年1月1日施行〉
 - (1) 倒産・解雇等により離職した30～45歳未満の者の所定給付日数の引き上げ
〔30～35歳未満：90日⇒120日、35～45歳未満：90日⇒150日〕
 - (2) 専門実践教育訓練給付の給付率を費用の最大70%に引き上げ〔最大60%⇒70%〕
4. 職業紹介の機能強化及び求人情報等の適正化（職業安定法）
 - (1) ハローワークや職業紹介事業者等の全ての求人を対象に、一定の労働関係法令違反を繰り返す求人者等の求人を受理しないことを可能とする（公布から3年以内施行）
 - (2) 求人者について、虚偽の求人申込みを罰則の対象とする。また、勧告（従わない場合は公表）など指導監督の規定の整備（平成30年1月1日施行）

以上

※法改正に伴い就業規則の点検等をお願いします。